

別表第 1（第 4 条関係）

1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

認定区分	ランク	障害高齢者の日常生活自立度
非該当	J	何らかの障害を有するが、日常生活は、ほぼ自立しており、独力で外出する。
障害者に準ずる	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。
特別障害者に準ずる	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが、座位を保つ。
	C	1 日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。

2 認知症高齢者の日常生活自立度

認定区分	ランク	認知症高齢者の日常生活自立度
非該当	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
障害者に準ずる	II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。
	III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
特別障害者に準ずる	IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

※注 基準については、介護認定審査会判定基準を適用